

農地法第3条許可事務の流れ

【申請者の流れ】

①申請についての相談

- ・農地の売買が可能であるか確認を農業委員会事務局までご相談ください。
(小作人や地域計画の該当農地なのか確認します。)

②申請書の記入・必要書類の入手

- ・申請書は農業委員会事務局（笠松町役場環境経済課内）または町ホームページにあります。
(なお、記入に当たっては記入例をご参照ください)
- ・農地法第3条許可添付書類一覧を確認し、法務局等で書類の入手をお願いします。

③申請書の提出

- ・農業委員会事務局までご提出をお願いします。
(提出時は郵送での提出はご遠慮いただきますようお願いします。)
- ・申請書の記入漏れや必要書類の不足により申請書の受取・受理が出来ない場合があります。
(町ホームページの許可申請書の締切日と許可予定日を確認し、日程に余裕をみて提出願います)

【農業委員会等の流れ】

④申請書の現地確認

- ・営農計画書どおりの耕作等が可能か確認します。
- ・必要に応じて申請者に確認の連絡があります。

⑤農業委員会総会にて許可・不許可について審議

⑥許可書等の交付

- ・準備が出来次第、農業委員会事務局よりご連絡をします。
(交付日については、町ホームページの許可申請書の締切日と許可予定日でご確認下さい)